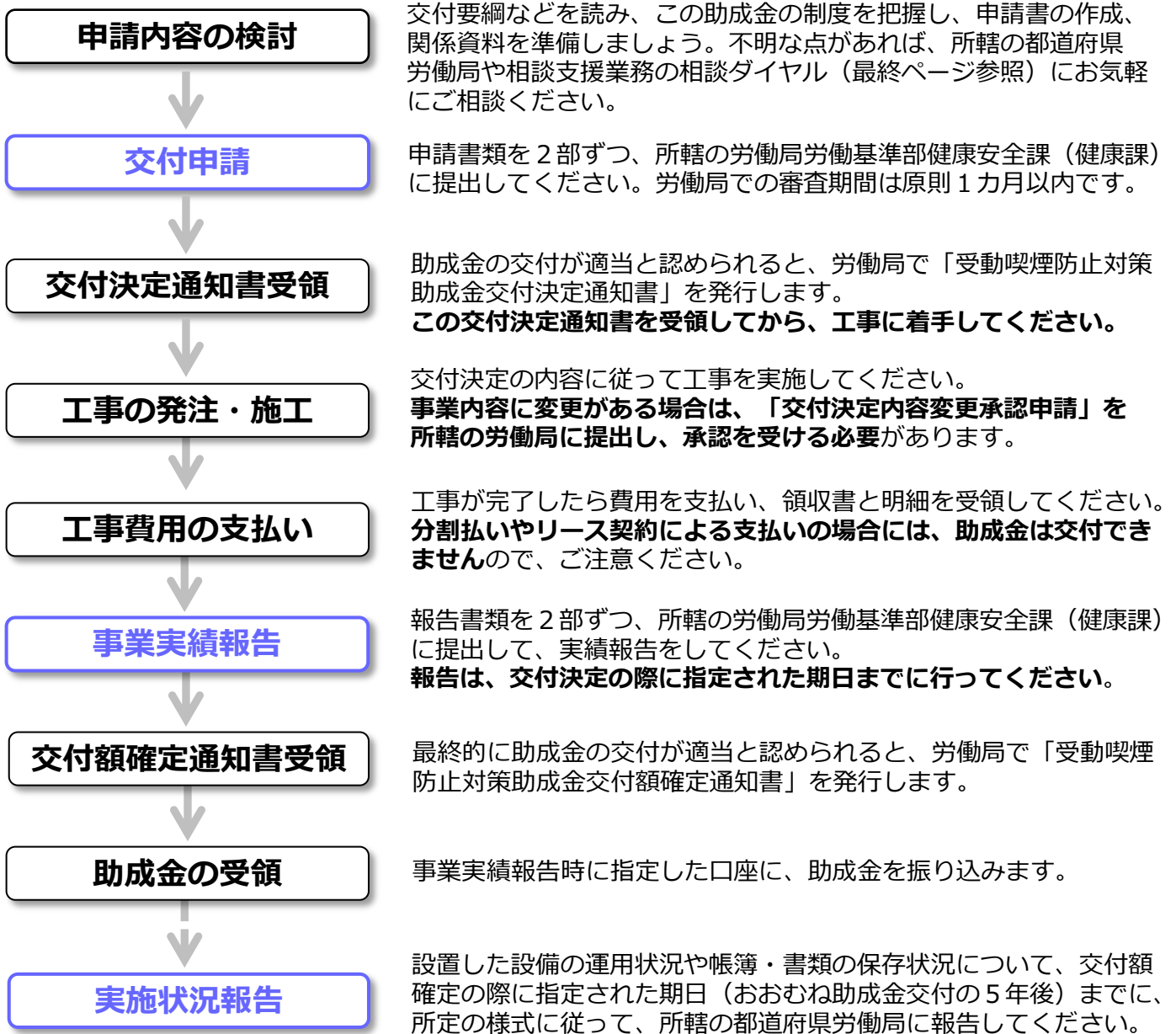


申請手続の流れ



<交付申請に必要な書類>

※所定の様式があります。

- 受動喫煙防止対策助成金交付申請書※
- 受動喫煙防止対策についての事業計画※
- 不交付要件に該当しない旨の書類※
- 直近の労働保険概算保険料申告書の写し
（保険関係が成立して間もない場合は、労働保険関係成立届）
- 中小企業事業主であることを確認するための書類（資本金・労働者数を記載した資料など）
- 措置を講じる場所の工事前の写真（申請日から3カ月以内に撮影したもの）
- 設置を予定している喫煙室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
- 講じる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
- 事業場の室内とそれに準ずる環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
- 講じる措置に関する施工業者からの見積書の写し（**2業者以上必要**）
- その他都道府県労働局長が必要と認める書類